

令和2年度 国保だより

1 保険税の算出方法について

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3項目で構成されています。

$$\text{年税額} = \boxed{\text{医療保険分}} + \boxed{\text{後期高齢者支援金分}} + \boxed{\text{介護保険分}}$$

3項目の算出方法は下表のとおりとなります。なお、年税額は賦課限度額を超えることはありません。

	医療保険分 (加入者全員に課税)	後期高齢者支援金分 (加入者全員に課税)	介護保険分 (40歳～64歳の加入者に課税)
所得割額	所得割対象額 × 5.2%	所得割対象額 × 2.6%	所得割対象額 × 2.0%
均等割額	加入者数 × 19,100円	加入者数 × 8,600円	加入者数 × 10,800円
平等割額	1世帯あたり 22,800円	1世帯あたり 10,200円	1世帯あたり 8,800円
賦課限度額	63万円	19万円	17万円

所得割対象額：(総所得金額 - 基礎控除額(33万円))【世帯内の国保加入者分を合算】

※平成30年度の税率変更により介護保険分の所得割率が2.5%に変更となりましたが、経過措置として
令和2年度は2.0%で保険税額を算定しています。

世帯主及びその世帯の国民健康保険加入者の総所得金額等の合計が下記の基準以下の場合は、所得の額に応じて均等割額と平等割額が軽減されます。※世帯内に未申告の方がいると、軽減の対象にならない場合があります。

令和2年度は5割軽減と2割軽減が下線のとおり変更となりました。

7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + (<u>28.5万円</u> × [世帯内の国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数])
2割軽減	33万円 + (<u>52万円</u> × [世帯内の国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数])

2 保険税の納付方法について

特別徴収の方：原則として年金から保険税が天引きとなります。

普通徴収の方：納付書または口座振替にて納めていただきます。

※年度途中で75歳になられる方は、納付方法が普通徴収に変更となります。

女川町ではコンビニエンスストアでの納付を実施しています。納付可能なコンビニエンスストアにつきましては、納付書の裏面をご参照ください。ただし、一度の納付で30万円を超える場合や納期限が過ぎた場合は、コンビニエンスストアでの納付はできませんので、役場か金融機関で納付をお願いいたします。なお、7月以降の納期については下表のとおりです。

3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
7/16～ 7/31	8/16～ 8/31	9/16～ 9/30	10/16～ 11/2	11/16～ 11/30	12/16～ 12/25	1/16～ 2/1	2/16～ 3/1

3 国民健康保険に関する問い合わせ先 ☎：0225-54-3131（代表）

保険税について	税務課 税務係	内線 182・183
保険税の納付について	税務課 納税係	内線 185・186
資格または給付について	町民生活課 国保年金係	内線 152

以下裏面へ続く

4 特定同一世帯の軽減について

世帯主もしくは世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険加入者が1人となった場合、

国民健康保険税の平等割額が5年間半額になり、5年経過した後の3年間は1/4軽減となります。

※ 医療保険分・後期高齢者支援金分の平等割額が対象であり、介護保険分の平等割額は半額になりません。

※ 軽減の手続きは必要ありません。（自動的に軽減がかかります。）

5 旧被扶養者の減免について

後期高齢者医療制度創設に伴い、社会保険に加入していた方が75歳になると後期高齢者医療保険に移行となります。

それに伴い社会保険の被扶養者であった方が65歳以上であり国民健康保険に加入した場合を「旧被扶養者」といい、新たに国民健康保険税の負担が生じるため、激変緩和措置として一定期間税額の一部が減免されます。

【減免内容】対象者の所得情報により減免となる割合が異なります。

- ・旧被扶養者の所得割免除
- ・旧被扶養者の均等割半額（7割・5割軽減世帯は対象外）
- ・旧被扶養者のみで構成される世帯に限り資格取得日の属する月以後2年を経過する月まで平等割半額（7割・5割軽減世帯及び特定世帯は対象外）

6 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減について

【対象者】次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 平成21年3月31日以降に離職した方
- (2) 異職した時点で65歳未満の方
- (3) 「雇用保険受給資格者証」に記載される離職理由が次のいずれかの方
 - ・特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
 - ・特定理由資格者 23、33、34

【軽減内容】

離職日の翌日の属する年度の翌年度末までの間、失業者の前年の給与所得を30/100にして国民健康保険税を算定する。

【必要書類等】

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑

7 特別な事情による減免制度について

災害（東日本大震災は除く）・失業（定年退職などの場合を除く）・疾病・会社の倒産などの特別な事情により、保険税を納めることが困難な場合は、申請により国民健康保険税が減免となる場合があります。

- ・災害…台風・地震・火事等により家財または住宅に被害があった方や納税義務者が死亡または障がい者となった場合など（東日本大震災は除く）
- ・失業、疾病…失業などの事由により所得が激減し、世帯員全員の今年の所得見込額が前年の所得より半分以下であり、前年中の合計所得金額が660万円以下の方
- ・倒産…会社が倒産し、所得が激減した方

【減免申請期間】

納期限の1週間前までに申請をしてください。（遅って減免はできませんので、ご留意ください。）

※必要書類・減免割合は、対象者により異なるため、事前に役場税務課までご相談ください。